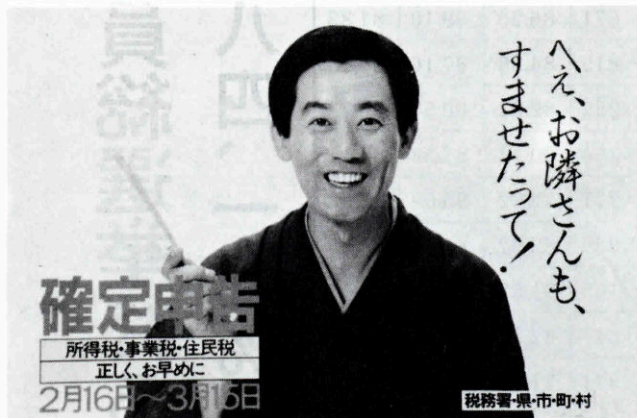


# 所得税の正しい申告を

2月16日～3月15日 お早めに



へえ、お隣さんもお早めですませたって！

## 確定申告をしなければならぬ人

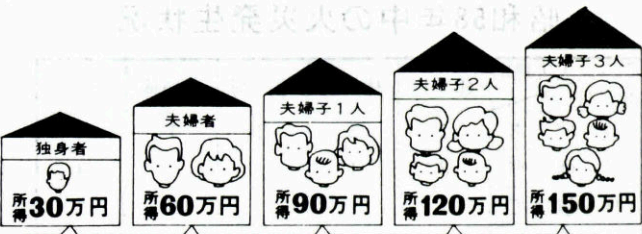
確定申告の時期が近づいてきました。ご承知のことと存じますが、  
 ◆贈与税の申告は 二月一日～三月十五日  
 ◆所得税の確定申告は 二月一六日～三月一五日です。  
 所得税は、あなた自身が所得を計算し、税金を算出して納付する申告納税制度をとっております。所得金額や税額は正しく計算し、申告と納税は期限内に済ませてください。  
 例年三月一〇日を過ぎますと、税務署の窓口は大変混雑し、落ち着いて相談ができなかつたり、長時間お待ちをすることになりますので、できるだけ早めに申告をお済ませください。

- ※一般の人
  - 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
  - 地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得のある人

- 五八年中の各種の所得金額の合計額が、基礎控除（三〇万円）配偶者控除（三〇万円）扶養控除（一人当り三〇万円）その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。
- 昨年、新しく開業された人や昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度所得を確かめてみてください。
- 五八年分の所得金額が、次の額を超える場合には申告が必要です。
  - 独身者の場合 ……三〇万円
  - 夫婦者の場合 ……六〇万円
  - 夫婦と子供一人の場合 ……六〇万円

## 確定申告に必要な七つ道具

- 一、申告書を送りしている方はその「申告書」と「印鑑」
- 二、給与などのある方は「源泉徴収票」
- 三、雑損控除を受ける方は「被害を受けた住宅家財の明細書」
- 四、医療費控除を受ける方は「支払った医療費の領収・明細書・保険などで補てんされる金額の明細書」
- 五、生命保険料控除のある方は「保険料が一契約九、〇〇〇円超のもの証明書」
- 六、損害保険料控除のある方は「支払保険料の証明書」
- 七、住宅取得控除を受ける方は「登記簿謄本」「住民票の写し」



さらに国民健康保険料・生命保険料等の諸控除が引けます。

- 「売買契約書」「住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書」

